

令和5年度第1回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年4月18日(火)
午前9時56分 ～ 午前11時16分
場 所 菊川ふれあい会館 2階中・小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 18 名
出 席 総 数 17 名
欠 席 総 数 1 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	新久保 克己	出席
3	浦岡 昌博	出席
4	藤野 俊孝	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	欠席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外4名

傍聴人なし

令和5年度第1回総会

(開始時刻 9時56分)

事務局（小山事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は17名、欠席委員は1名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申しあげます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和5年度第1回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号7番 下田敏純委員と、議席番号8番 加藤ソメ委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」お諮りいたします。

なお、7番の案件について、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号 番 委員が該当しますので、まず1番から6番について審議し、金田委員の退席ののち、7番について審議することといたします

それでは、1番から6番について事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

それでは、ご説明いたします。以降着座にてご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、2,205㎡、位置図は5、6ページ、公図は、7、8ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線安岡駅から北東へ約1.5kmに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地です。申請理由は、高齢で耕作が困難となり、農業後継者もない譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定です。売買による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑7筆、合計面積は、37,809㎡、位置図は9ページから12ページ、公図は、13ページから18ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線宇賀本郷駅から北東へ約3.5kmから3.9kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地です。申請理由は、組合解散により耕作が出来ない各清算人及び管理が困難な譲渡人の要望に、申請地周辺で耕作を行っている和牛繁殖農家の譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、譲受後は、イタリアングラス等の飼料作物を栽培する予定です。売買による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、1,715㎡、位置図は19、20ページ、公図は、21ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王喜支所から西へ約180mに位置している、市街化区域内の農地です。申請理由は、高齢で耕作が困難となり、農業後継者もない譲渡人の要望に、申請地周辺を耕作している譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定です。売買による所有権の移転となっております。

2ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田2筆、合計面積は、4,416㎡、位置図は22ページから25ページ、公図は、26、27ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所黒井支所から北へ約270mと490mに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地です。申請理由は、高齢のため耕作が困難となり農業後継者もない譲渡人の要望に、前耕作者である譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定です。売買による所有権の移転となっております。

総会議案書 3 ページをお開きください。5 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 2 筆、合計面積は、5, 884 m²、位置図は 28 ページから 31 ページ、公図は、32、33 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王喜支所から南西へ約 440 m と 820 m に位置している過去に農業公共投資の対象となった農地です。申請理由は、県外に居住しており、耕作及び管理が困難な譲渡人の要望に、前耕作者である譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から [REDACTED] の距離に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定です。売買による所有権の移転となっております。

3 ページに戻りまして、6 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 1 筆、面積は、1, 711 m²、位置図は 34、35 ページ、公図は、36 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から南東へ約 1.4 km に位置している過去に農業公共投資の対象となった農地です。申請理由は、高齢で農業後継者もない譲渡人の要望に、申請地の近くで耕作している譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から [REDACTED] の距離に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定です。売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1 番の案件につきまして、議席番号 5 番 田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎育子委員

5 番の田崎です。1 番案件についてご報告いたします。4 月 4 日、農業委員 2 名、事務局職員 2 名で現地を調査いたしました。

この案件は、済生会病院前、友田川沿いにある整備されたもので、利用権の設定で農地を維持されてきたものです。このたび、譲渡人が高齢になり、農業後継者もいないことから譲受人に申し出たもので、規模の拡大を考えていた譲受人が譲渡人の要望に応じたもので、何ら問題がないと判断いたしました。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号17番 岩本憲慈委員、報告をお願いします。

岩本憲慈委員

17番の岩本です。2番の案件についてご報告をいたします。すぐる4月6日に事務局職員1名と農業委員2名で現地を調査いたしました。

譲受人は若く、熱心な方で、成牛を45頭飼育する和牛繁殖農家で、最近の飼料高騰に対応するために農地を取得し、飼料作物の増産を行って、経営の安定を図るというものです。何ら問題がないと思います。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、3番・5番の案件につきまして、議席番号2番 新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

議席番号2番 新久保です。3番と5番の案件につきまして、現地確認の結果を報告いたします。2件とも4月5日に農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。

まず3番の案件ですが、申請内容は譲渡人が、耕作が困難で後継者もいないため、申請地周辺で耕作をしていた譲受人に売り渡すものです。譲受人は営農に必要な農機具を保有しており、譲受後は水稻を栽培する計画であります。問題はないと思います。

次に5番の案件ですが、申請内容は県外に居住している譲渡人が、申請地の維持管理が困難なため、従前から利用権設定をして耕作していた譲受人に譲渡するものです。譲受人は他の地区を含めて20ha以上を耕作しており、問題はないと思います。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、4番の案件につきまして、議席番号10番 田上光義委員、報告をお願いいたします。

田上光義委員

議席番号10番の田上です。すぐる4月4日に農業委員2名、事務局職員2名で現地の確認を行いました。

この場所は、譲受人の家からも比較的に近いところにあり、以前の仕事を辞めて本格的に営農を目指すということで、新しくトラクターを購入し、2台で行うようです。また、譲受人は利用権の設定で私の知る限りかなり長く耕作を行っていました。

譲渡人は高齢により耕作できないということで、売買に至ったものです。何ら問題はないと思われます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、6番の案件につきまして、議席番号15番 藤本康洋委員、報告をお願いいたします。

藤本康洋委員

議席番号15番の藤本です。6番の案件について報告させていただきます。4月3日に農業委員2名、事務局職員1名で現地を確認いたしました。

現地は草刈り等がなされており、しっかりと管理されておりました。

譲受人は、近くに住んでおり、隣の農地も管理しており、今後も一体的な管理ができると思われますので、問題はないと思われます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いいたします。

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、の1番から6番につきまして「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案の1番から6番については、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に7番の案件についての審議に入りますので、 委員は退席をお願いします。

（委員 退席）

議長（山田会長）

それでは、7番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

それでは、ご説明いたします。総会議案書4ページをお開きください。7番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田1筆、面積は、1, 140㎡、位置図は37、38ページ、公図は、39ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から南東へ約1.3kmに位置している農業振興地域内白地の農地です。申請理由は、高齢で農業後継者もない譲渡人の要望に、隣接地の耕作者である譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から近く、譲受後は、玉ねぎやブロッコリー等の露地野菜を栽培する予定です。売買による所有権の移転となっております。

譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

7番の案件につきまして、議席番号15番 藤本康洋委員、報告をお願いいたします。

藤本康洋委員

議席番号15番の藤本です。7番の案件について報告させていただきます。4月3日に農業委員2名、事務局職員1名で現地を確認いたしました。

現地は草刈りがなされており、しっかりと管理されておりました。

譲受人は、当該地区に居住しており、共同で機械を運用するなどしている地区の主体となる農家です。現地は譲受人の耕作している農地に隣接しており、譲受後も、一体的な管理ができると思われまますので、問題はないと思われまます。

ご審議の程よろしくお願ひします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願ひいたします。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、の7番につきまして「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めまます。

全員挙手と認めまます。よって本議案の7番については、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

それでは、XXXXXXXXXX委員は着席をお願ひいたします。

（委員 着席）

議長（山田会長）

次に日程第2「議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可の取り消しについて」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めまます。

事務局（中川事務局主幹）

ご説明いたします。総会議案書、40ページをお開きください。1番、願出人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田3筆、合計面積は5,443㎡、位置図は41ページから44ページ、公図は、45ページから49ページをご覧ください。

本案件は、令和4年度第5回総会においてご承認いただき、令和4年8月17日付の農地法第3条許可について、許可の取消願があったものでございます。

取消理由は、議案書にも記載しておりますが、許可後に、双方の協議により、この度の取消願いの提出に至ったものでございます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、担当委員に現地調査の結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号7番 下田敏純委員、報告をお願いいたします。

下田敏純委員

7番の下田です。4月5日に委員2名、事務局2名で現地確認しました。

譲渡人の事情により許可の取り消しを求める案件です。今後の農地の管理については、譲受人であった方と協議中です。

よろしくご審議ください。お願いします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑がある方は、挙手をお願いいたします。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可の取り消しについて」、原案のとおり許可を取り消すことに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって原案のとおり許可を取り消すことと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

ご説明の前に、先月の総会にて、保留案件となっております、2件について、

ご報告いたします。

総会終了後に、申請代理人に総会結果を報告し、補正等指示しておりますが、現在、検討中との回答がありましたので、来月以降の総会にて、改めて、ご審議いただく予定でございます。

なお、取下申請が提出された場合についても、その旨を、総会にてご報告させていただきます。

それでは、ご説明いたします。総会議案書50ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は54、55ページ、公図は56ページで、土地利用計画図は57ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から、北西へ約2.3kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、「第1種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

転用目的は、貸駐車場の整備で、申請理由につきましては、譲受人が代表を務める運送会社の業務用駐車場が手狭になったことから、事務所の近くに位置している申請地を選定し、この度の計画に至ったもので、本案件は、貸駐車場の整備を目的とした申請となっておりますので、譲受人が代表を務める法人から、全ての駐車場を借受ける旨が記載された申込書が提出されております。

売買による所有権の移転となっております。

本案件の一体利用地は、法定外公共物の加工部分のみで、施工に必要な申請書が提出されており確保は確実で、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地内を造成し、法面は芝張りで養生を実施する計画となっており、汚水の発生はなく、雨水のみ、既存の暗渠から、農業用排水路をとおり、河川に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

50ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、58、59ページ、公図は、60ページ、土地利用計画図は61ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線宇賀本郷駅から、南東へ約100mに位置している、「第3種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

転用目的は、非フィットによる、太陽光発電設備の設置で、既に、譲受人は、小売電気事業者と電気売買契約を締結しております。

申請理由につきましては、発電事業が好調なことから、事業拡大の為、新たな発電設備の設置用地を探していたところ、市道に接しており、反射光が近隣住宅に影響を及ぼすことがなく、計画に必要な面積も確保できることから、この度の計画に至ったもので、維持管理ができない譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。

パネル設置面積、発電出力については、議案書の備考欄に記載しておりますので、そちらをご覧ください。

売買による所有権の移転となっております。本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、土地利用計画からみて、適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地よりも高い位置にあり、汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

50ページに戻りまして、3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、62、63ページ、公図は、64ページ、土地利用計画図は65ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から、北西へ約5.8kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、2番と同じ法人が、非フィットによる、太陽光発電設備を設置するもので、申請理由は、2番と同様です。

本申請地は、「第2種農地」でございますので、申請者からは、代替地検討表が提出されており、権利移動の区分は、売買による所有権の移転となっております。

本案件にも、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、土地利用計画からみて、適当であると判断しております。

申請地に隣接した農地はございません。汚水の発生はなく、雨水のみ、隣接地をとおり、農業用排水路に放流されますが、土地所有者は、承諾しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書51ページをお開きください。4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、66ページから68ページ、公図は、69、70ページ、土地利用計画図は71ページをご覧ください。

申請地は、J R山陰本線小串駅から、東へ約3.3kmに位置する農地でございます。

申請地は、令和4年度第7回総会において、下関農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてご審議いただき、意見なしとした案件で、■■■■番1の一部、3,191㎡、■■■■番が、令和5年1月11日付けで、農用地から、農業用施設用地に、■■■■番1の一部、330㎡が、令和5年3月15日付けで、農用地区域から除外されたことから、この度、農地法の許可申請がなされたものでございます。■■■■番1の除外された部分は、土地利用計画図のテントサイト6区画、屋外洗い場が図示されている部分です。

農地区分は、■■■■番1の一部、3,191㎡、■■■■番は、農用地で■■■■番1の一部、330㎡と■■■■番2は、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、観光農園及びキャンプ場を整備するもので、申請地には、倉庫、トイレシャワー棟等の建設、トレーラーハウスの設置、テントサイト、駐車場等が整備される計画となっております。詳細については、議案書の備考欄、土地利用計画図をご覧ください。

申請理由につきましては、事業拡大の為、新たな事業として、観光農園及びキャンプ事業を計画した借受人には、自己所有地に適地がなかったことから、代表者である、貸付人の所有地に計画したものでございます。使用貸借による権利の設定となっております。

本案件の一体利用地は、貸付人の所有地5筆、貸付人の両親が所有している土地1筆と市道加工部分、法定外公共物加工部分でございますが、施工に必要な各申請書が提出されており、確保は確実で、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断しました。申請地に隣接した農地は、ございません。

汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、農業用排水路に放流されますが、水利関係者は、貸付人及び貸付人の親族のみで、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関市豊浦町土地改良区から、土地改良区の事業には、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

なお、■■■■番2は、無断転用案件で、昭和62年頃から、住宅への進入路として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書の提出がなされております。

■■■■番1の一部、3,191㎡と■■■■番は、農用地ではございますが、「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」であるため、「農地法第5条第2項本文ただし書き」による農用地利用計画において、指定された用途に供するため農地以

外のものにしようとするものに該当し、許可基準を満たしていると考えられます。また、 番1の一部、330㎡と 番2は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

5番、6番は、同一事業ではございますが、契約の種類が異なるため、別々での申請となっております。

それでは、ご説明いたします。総会議案書は、52ページ、53ページです。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、72、73ページ、公図は、74ページ、土地利用計画図は75ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所阿川支所から、北西へ約2.4kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、貸駐車場及び貸広場の整備でございます。

申請理由につきましては、譲受人が役員を務める店舗には来客用の駐車場がなく路上駐車が多く発生し、地元住民に迷惑をかけていることから、店舗から近くに位置している申請地を選定し、この度の計画に至ったもので、耕作及び管理ができない各譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

なお、法人からは、駐車場及び広場を全て借受ける旨が記載された申込書が提出されております。

5番は、売買による所有権の移転、6番は、贈与による所有権の移転となっております。本件の一体利用地は、各申請地となります。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、造成により勾配調整を行う計画となっております。

汚水の発生はなく、雨水のみ、隣接地又は道路側溝に放流されますが、放流先は、譲受人の所有地のみで、土地所有者として承諾しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、無断転用案件で、平成31年頃から、農地法の許可なく、駐車場として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書の提出がなされております。

また、5番の申請地は、農地法3条の許可を得て取得し、取得後、耕作を一度も行っておりませんので、土地所有者から、理由書が提出されております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、5番、6番は、同時許可といたします。

53ページに戻りまして、7番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑2筆、合計面積は、398㎡、位置図は76、

77ページ、公図は、78ページ、土地利用計画図は79ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から北西へ、約570mに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

なお、申請地には、昭和40年頃に農業用倉庫が建設されておりましたが、現地調査時は、解体作業中でした。また、申請地の一部には、進入路、擁壁が設置されておりましたが、規則第29条に該当する施設と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、現在、実家に住んでいる各借受人が子供の成長に伴い、実家に近く、祖母が所有している申請地を選定し、自己用住宅の建築を計画したもので、高齢で維持管理が困難な借受人が、孫である借受人の要望に応じたものでございます。

使用貸借による権利の設定となっております。

本案件には、一体利用地はなく、土地利用計画及び建ぺい率からみて計画面積は、適当であると判断しています。

申請地に隣接した農地はなく、汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水ともに道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。本案件は、開発許可と同時施行といたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号12番、坂田謙祐委員、報告をお願いいたします。

坂田謙祐委員

12番の坂田です。1番の議案についてご報告します。4月5日に農業委員2名と事務局1名で現地調査しました。

現地は、譲受人が経営される会社に隣接する農地で、この度、配送業務に使用する車を止めるスペースが手狭となり、申請がありました。譲渡人は、御主人が亡くられてから奥さんと娘さんの手伝いで水稲や畑作をされています。他の農地は利用権を設定して管理しているが、当該農地について作っていただけの方もなく、保全管理をしていただけの農地です。駐車場として利用するというので、汚水も発生せず、雨水については既存の排水路や暗渠を使って排水されるということで、周囲の農地に問題はないと思われま。第1種農地ですが、許可基

準を満たしているとのことでした。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、2番・4番の案件につきまして、議席番号9番 石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席9番の石田です。2番・4番の案件について説明をいたします。両案件とも4月4日に農業委員2名・事務局委員2名で現地を確認いたしました。

2番の案件は、売買による所有権の移転で、非フィットにより太陽光発電施設を設置するものです。

譲受人は、大阪に本社を置く法人で、大規模に事業展開しており、今後も事業拡大を予定し用地を探していたところ、国道と市道、又、線路に挟まれた狭い地域で隣接地は遊休農地となっており、市道と隣接しており、反射光が近隣宅地に影響を及ぼすことなく、日当たりも良いことから計画。譲渡人は維持管理ができなくなり、譲受人の要望に応じたものです。

西側に隣接する土地は、JR西日本で、規定により線路の中央から8m離して施工する予定です。汚水はなく、雨水は自然流下で農業用排水路へ放流となっています。第3種農地であるので問題はないと思います。

続いて、4番の案件について補足説明をいたします。本案件は、10月の4年度第7回の総会の、農業振興地域計画の変更で審議された案件で、観光農園及びキャンプ場を開設するためのものです。

なお当事業は、中小企業庁事業再構築補助金の採択を受け、令和5年中に事業を開始する必要があり、使用貸借による権利の設定で施設を建設するものです。

借受人は、地元で苗等の生産及び販売をする法人で、事業拡大の為、計画したものです。会社の所有地に適地がなく、申請地は農地3筆で法人代表者の所有で、貸付人として使用貸借契約をするものです。

また、一体利用地として山林・宅地・雑種地・原野等も含まれています。申請地のうち、1筆149㎡の畑が以前より住宅への進入路として利用されていたので、始末書が出されています。

土地利用計画図は71ページのとおりで、テントサイト・トレーラーハウス・駐車場・農園スペース等で、農園は現状の圃場区画を利用することになっています。各申請書及び土地改良区からの意見書等添付されており今後、簡易宿泊業の申請・一般酒類販売業免許を受かる予定となっています。

排水は、ためますから自然流下で、汚水は、合併浄化槽より農業用排水路

へ放流となっています。農業用排水路を利用する水利関係者は申請人及びその直系尊属のみとなっています。

やむを得ないかと思しますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号14番 私 山田が、報告をいたします。

それでは3番の案件につきまして、報告いたします。

14番山田です。4月3日農業委員2名と事務局1名で現地調査いたしました。申請概要は事務局から説明のあったとおりです。

申請地周辺は過去、断片的に当施設の設置が行われており、長年にわたり農地として活用されなかった経過から、また、譲渡人が遠方に居住するため、やむを得ないと思えます。造成はなく、雨水は従前の排水路に流下するものです。

なお、隣接農地所有者の承諾書が提出されており問題はないと思えます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、5番から6番の案件につきまして、議席番号17番、岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

岩本憲慈委員

17番 岩本です。5番及び6番の案件についてご報告いたします。

すぐる4月6日に事務局職員1名と農業委員2名で現地を調査いたしました。5番、6番とも申請内容の詳細につきましては事務局から説明があったとおりです。

平成31年ごろから、譲受人が役員を務める飲食店の来客用駐車場として使用しており、無断転用状態が続いておりました。しかも5番の申請地については、譲渡人が平成30年8月に果樹園の整備を目的に農地法第3条の許可を受け、取得した土地でございます。

第3条により取得した農地を1度も耕作しないまま転用を行っていることについて、いかがなものかとの思いもありましたが、もとどおりに戻すことは不可能ですし、今後はこのような違法行為が無いよう農地法を遵守することです。許可することについて、致し方ないものと判断いたしました。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、7番の案件につきまして、議席番号2番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

議席2番の新久保です。7番の案件について現地確認の結果を報告します。

4月5日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。

申請内容は、先ほどの事務局の説明どおりで、譲受人は、現在、耕作していない申請地に、孫である譲受人が住宅建築を計画した要望に応じたものです。申請地は、昭和の40年ごろ農業用倉庫を建築し、これに伴い擁壁も設置されていました。現地確認時は、この農業倉庫は解体作業中で、他はさら地でありました。

雨水は溜枘から道路側溝に、汚水は合併浄化槽から道路側溝に放流するものです。また、隣接する農地はなく、問題ないと思います。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可」について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

なお、議案第3号1番、4番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

議長（山田会長）

次に、日程第4「議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、根拠法令の記載が今までと変わりました。手続きに関して

は変更ありません。

それではご説明いたします。総会議案書80ページをお開きください。1番、この案件は、令和5年5月1日公告予定分に係る決定でございます。詳細につきましては、81ページから100ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和5年5月1日公告予定分）」をご覧ください。

別紙「議案第4号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

議長（山田会長）

それでは、次に日程第5「議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、「農用地利用配分計画」が「農用地利用集積等促進計画」という言い方に変更されました。手続きに関しては変更ありません。

それではご説明いたします。総会議案書101ページをお開きください。この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分す

るにあたり、下関市長から農用地利用集積等促進計画に係る意見を求められたものでございます。

1番、内容につきましては、102ページ、103ページの「1. 農用地利用集積等促進計画（案）（菊川区域分）」と、104ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（菊川区域分）」をご覧ください。

2番、内容につきましては、105ページの「2. 農用地利用集積等促進計画（案）（豊北区域分）」と、106ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（豊北区域分）」をご覧ください。

別紙「議案第5号関係資料」に地区別の利用集積等促進計画集計表をお示ししております。本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。原案のとおり「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付いたします。

議長（山田会長）

それでは、次に日程第6「議案第6号 下関市農業委員会の個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

説明の前に議案書の訂正がございます。

提案理由を「個人の情報の保護に関する法律」と記載しておりましたが、正しくは、「個人情報の保護に関する法律」でございます。本日お配りいたしました総会議案書の訂正にてご確認願います。申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明いたします。

総会議案書は、107から109ページとなります。「個人情報の保護に関する

る法律」が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、下関市は、「下関市個人情報保護法施行細則」を定め、「下関市個人情報保護条例施行規則」を廃止いたしました。

下関市農業委員会においては、個人情報保護事務に係る運用等は、下関市の例によることとしており、引き続き、下関市の例により運用等を行うため、市長部局の規則改正にあわせ、108ページのとおり「下関市農業委員会の個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程」を定め、109ページにございます現行の「下関市農業委員会の下関市個人情報保護条例の施行に関する規程」を廃止しようとするものです。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

伊田喜弘委員

13番の伊田です。今の説明の中で、107ページは訂正がありましたが、108ページも訂正が必要なのではないですか。

事務局（小山事務局長）

確認をしましたが、108ページにつきましての訂正はございませんので、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

よろしいでしょうか。

伊田喜弘委員

結構です。

議長（山田会長）

他に質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第6号 下関市農業委員会の下関市個人情報保護条例の施行に関する規程について」、原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、本議案は、原案のとおり決しました。
審議事項はすべて終わりました。

議長（山田会長）

次に、日程第7「報告第1号」から、日程第14「報告第9号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（足立事務局次長）

ご報告いたします。以降着座にてご説明いたします。

総会議案書110から113ページ、報告第1号「農地法第3条第1項の規定による許可について」は、1件ございました。

この案件は、1月に開催されました第10回総会の議案第6号「競売に係る買受適格証明について」において審議された案件です。

買受適格証明の交付を受けた者が競売で農地を落札した場合、落札後に改めて農地法第3条の許可を得る必要がありますが、先述の審議の際に、「競売で落札後に提出された農地法第3条の内容が、「買受適格証明書」の申請内容と変更がない場合、農地法第3条の許可も併せて行う」ことが付帯して決議されており、提出された農地法第3条の申請内容に変更がなかったため、専決により、令和5年3月24日付けで、許可書を交付しました。

総会議案書114から117ページ、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、14件ございました。

118から125ページ、報告第3号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、2件ございました。簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

126から128ページ、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について」は、9件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

129ページ、報告第5号「農地造成計画変更届について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。

130ページ、報告第6号「農地造成期間延長願について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。

131から134ページ、報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通

知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が13件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

135から137ページ、報告第8号「農地の転用事実に関する証明について」は12件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

138、139ページ、報告第9号「農地法第5条第1項による許可案件の現地確認の報告について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

先月の総会にてご指示いただいております、1番の案件については、総会終了後に電話連絡いたしましたがお話が出来なかったため、3月31日付けで、農業委員会に連絡する旨を記載した事業進ちょく状況報告書の提出についての督促状を送付しましたが、昨日までに、何ら、返答がございません。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

事務局の報告が終わりました。ただいまの報告第1号から第9号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和5年度第1回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻 11時11分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....